

佐世保工業高等専門学校契約の監督及び検査要項

(平成16年4月1日制定)

佐世保工業高等専門学校契約の監督及び検査要項(昭和41年4月1日制定)の全部を改正する。

- 第1 本校における契約の監督及び検査の実施については、他の法令に定めるもののほか、この要項によって処理するものとする。
- 第2 佐世保工業高等専門学校における契約担当役等の補助者の指定及びその事務の範囲等を定める規則により監督を命ぜられた職員(以下「監督職員」という。)は独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則(以下「会計規則」という。)第40条に規定する工事又は製造その他について請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。
- 第3 監督職員は契約の相手方の作成した書類の審査、契約履行についての立合及び工事、製造材料の試験若しくは検査等の実施の結果、契約を適正に履行し得ないと認められる事由が生じたときは、直ちにその旨及びその措置についての意見を文書をもって契約担当役に提出するものとする。
- 第4 監督職員は会計規則に基づく監督を行ったときは、第2条に基づき工事並びに製造については一件の代価200万円をこえるものについて監督報告書(別記様式)を契約担当役に提出するものとする。
- 第5 佐世保工業高等専門学校における契約担当役等の補助者の指定及びその事務の範囲等を定める規則により検査を命ぜられた職員(以下「検査職員」という。)は会計規則第41条第1項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約についてその受ける給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。
- 第6 検査職員は検査が完了したときは、会計規則第41条第3項に規定するところにより一件の代価200万円をこえるものについて検査調書を作成し契約担当役に提出するものとする。
- 第7 監督又は検査の円滑な実施を図るため、給付内容について破壊若しくは分解又は試験して検査を行なう必要がある場合は、あらかじめその実施について契約担当役の承認を受けるものとする。
- 第8 この要項に定めるもののほか監督及び検査の実施について疑義が生じた場合は、その都度契約担当役等の指示を受けるものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日)

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年11月1日から施行する。